

申込みチェックシート

このチェックシートは、入所申込みをするうえで注意すべき点を確認していただくものです。 確認欄に☑をつけ、保護者氏名に署名をお願いします。 入所に必要な書類は『令和7年度特定教育・保育施設利用申込案内』をご確認ください。		確 認 欄
入 所 申 込 み に つ い て	虚偽の記載や不正な書類があった場合は、支給認定及び入所の内定や決定を取り消します。 また過料が科されます。	<input type="checkbox"/>
	内容確認のため、家庭や勤務先を、電話や訪問により調査する場合があります。	<input type="checkbox"/>
	希望施設は、入所したい順番で、すべて記入してください。第5希望以外にも希望施設がある場合は、 枠外でもかまいませんので、順位をつけて記入してください。	<input type="checkbox"/>
	入所意思のない施設は記入しないでください。	<input type="checkbox"/>
	施設によって開設時間、土曜午後保育実施の有無・利用条件が異なります。 申込案内で確認のうえ、希望施設を記入してください。	<input type="checkbox"/>
	申込児童に病気・アレルギー・障害等がある場合は、申込み時に聞き取りを行いますので、健康状態等 について必ず記入してください。	<input type="checkbox"/>
	[香南市立以外の施設を希望する方] 事前見学が必要な施設もありますので、施設にご確認ください。	<input type="checkbox"/>
	[転入予定で申込みの方へ] 入所月の1日までに香南市への住民票転入手続きをしてください。 転入が確認できない場合、入所を取り消します。	<input type="checkbox"/>
	[求職活動で申込みの方へ] 入所後、求職活動の実績を確認する場合があります。 面接、ハローワークでの相談等の記録を残しておくようにしてください。	<input type="checkbox"/>
[小規模保育施設・事業所内保育施設を申込みの方へ] これらの施設をご利用の方は、保育の実施年齢が終了する年度には転園の手続きが必要です。	<input type="checkbox"/>	
保 留 に つ い て	入所の意思がなくなった場合は、速やかに「保育施設入所辞退・取下・変更届」を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	[育児休業からの復職予定で申込みの方へ] 申込時の就労証明書で入所月の翌月14日までの復職が確 認できない方については、入所決定後速やかに復職日が明記された就労証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
	入所保留となった場合、『保育所等入所保留通知書』を送付します。 保留通知発送後は、入所を希望する施設に空きができ、選考を行った場合のみ通知を行います。	<input type="checkbox"/>
	職場等に提出するために『保育所等入所保留通知書』が2回目以降も必要な場合は、事前にお知らせいた だいた月分のみ送付します。	<input type="checkbox"/>
	入所決定後に香南市から転出した場合は、入所を取り消します。	<input type="checkbox"/>
保 育 料 に つ い て	市町村住民税が未申告の場合は、保育料が最高額となります。無償化により保育料が0円となる場合も、 給食費の軽減確認のため、申告が必要です。 ※収入がない方も原則市町村住民税の申告が必要です。	<input type="checkbox"/>
	世帯の生計が父母の収入のみによって成り立っていると認められない場合は、世帯同一の祖父母等の税 額も保育料の算定対象となります。	<input type="checkbox"/>
	児童が欠席したことによる保育料の免除は、原則としてありません。	<input type="checkbox"/>
	保育料は納期限までに納入してください。納付期限までに納付がなく、滞納を繰り返したときは、督促 状や催告書の送付のほか、財産の調査や差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
	滞納のある世帯については、利用調整の際、不利になることがあります。	<input type="checkbox"/>
注 意 事 項 の	市外に転出し住民票を異動すると、退所となります。	<input type="checkbox"/>
	事前に転出後の市町村での、新たな申込みが必要となります。	<input type="checkbox"/>
	欠席し始めた日から連続して2か月欠席が続いた場合は、原則として退所となります。	<input type="checkbox"/>
	入所後、家庭状況や入所事由に変更があった場合は、速やかに届出をしてください。 [求職活動で申込みの方へ] 求職活動で保育が利用できる回数は1年度につき2回までです。 その期間内に就労証明書の提出がない場合、もしくは他の申請理由がない場合は退所となります。	<input type="checkbox"/>

上記の内容について、確認しました。

保護者氏名 _____